

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年頃から、個人事業主が経営する飲食店「A」（以下「事業場」という。）に雇用され調理師として勤務していたが、平成〇年〇月〇日、勤務中に「クモ膜下出血」（以下「本件疾病」という。）を発症した。

請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした（以下「前回処分」という）。

請求人は、前回処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及び、当審査会は平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却した（以下「前裁決」という）。

請求人は、今般、治ゆ後に障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、前回処分と同じ理由により、これを支給しない旨の処分をした（以下「今回処分」という）。

請求人は、今回処分を不服として、審査官に審査請求したが、審査官は平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、本件再審査請求において、本件疾病が治ゆ（症状固定）した後、障害が残存するとして障害補償給付の支給を求めているが、当審査会は既に前裁決において本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないと判断している。本件及び前裁決に係る一件資料を改めて精査したが、本件再審査請求は、請求する給付の種類が異なるのみで請求人及び請求代理人から提出された証拠資料も新たな事実について客観的に証明するものではないことから、当審査会としては、前裁決における判断を変更する必要は認められず、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。